



水仙

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

12月

(師走) DECEMBER

日	・	11	25
月	・	12	26
火	・	13	27
水	・	14	28
木	1	15	29
金	2	16	30
土	3	17	31
日	4	18	・
月	5	19	・
火	6	20	・
水	7	21	・
木	8	22	・
金	9	23	・
土	10	24	・

12月の税務と労務

- 国 税**／給与所得者の年末調整
今年最後の給与を支払う時
- 国 税**／給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
今年最後の給与を支払う前日
- 国 税**／11月分源泉所得税の納付
12月12日
- 国 税**／10月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 1月4日
- 国 税**／4月決算法人の中間申告
1月4日
- 国 税**／1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)
1月4日
- 地方税**／固定資産税・都市計画税 (第3期分) の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務**／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
支払後5日以内

ワンポイント 医療費集計フォーム

国税庁 HRP の確定申告書等作成コーナーにある、医療費をエクセルなどの表計算ソフトで入力・集計するためのフォーマット。医療費の領収書が多い場合でも、画面の案内に従って金額等を入力することで医療費控除の明細書がスムーズに作成でき、作成後は e-Tax 又は印刷して提出することができます。

印紙税の課否判定 ～この文書に印紙は必要か？～

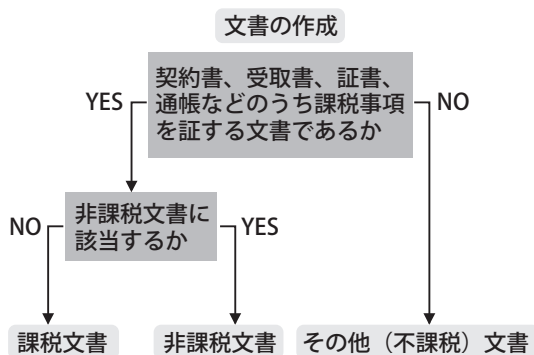
印紙税は、経済取引に伴い作成される文書に負担を求める税です。

課税される文書に印紙を貼り付け、その印紙を消印することで納付が完了します。

課税文書とは

印紙税が課税される文書（課税文書）とは、印紙税法に規定する課税事項を証明する目的で作成された、課税物件表に掲げられている20種類の文書とされています。

図表1 印紙税の課否判定



一般的なものとしては、不動産の売買契約書（第1号文書）、請負契約書（第2号文書）、売上代金に係る受取書（第17号文書）などが挙げられます。

ただし、この課税物件表の「非課税物件欄」に記載されている、記載金額が少額であるものなどは、非課税文書として印紙税が課されません。

また、課税物件表の「課税物件欄」に掲げられていない文書については、そもそも不課税文書として、印紙税の課税の対象

図表2 売上代金の受取書の場合（1,000万円以下まで）

記載金額	税額
5万円未満のもの	非課税
5万円以上 100万円以下のもの	200円
100万円を超え 200万円以下のもの	400円
200万円を超え 300万円以下のもの	600円
300万円を超え 500万円以下のもの	1,000円
500万円を超え 1,000万円以下のもの	2,000円

外となります（図表1参照）。

今回は、これらの課税文書、非課税文書、不課税文書の判断について、間違いやすい点を確認していききたいと思います。

二 売上代金に係る受取書

売上代金に係る受取書とは、その受領事実を証明するために作成し、その支払者に交付する証拠証書をいいます。したがって、受取書、領収書、レシート、預り書はもちろんのこと、受取事実を証明するために請求書や

図表3

例③	例①
領収書 金 52,800円 ※ 但し、消費税4,800円を含む	領収書 金 52,800円
例④	例②
領収書 金 52,800円 ※ 但し、税抜金額48,000円	領収書 金 52,800円 ※ 但し、消費税を含む

納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したものも含まれます。

ちなみに、1千万円以下までの税額をみると、図表2のとおりとなります。

そこで、消費税の税抜価格が4万8000円、消費税額が4800円で、合計金額5万2800円に係る受取書（領収書）について確認したいと思います（図表3参照）。

受取書の記載金額については、

取引金額と消費税額を区分して記載した場合や、税込価格と税抜価格の両方が記載されていることにより消費税額が明らかになる場合には、その消費税額は記載金額に含めないこととされています。したがって、例①は税込価格のみの記載のため、例②も消費税額を確認できる記載がないため、5万2800円に對して2000円の印紙が必要となります。

一方、例③は別途消費税額が区分して記載されており、また、例④は税抜価格の記載があるため、4万8000円で非課税となります。ただし、消費税の免税事業者が発行する受取書については、そもそも消費税の納税義務がありませんので、例③、④のような記載があったとしても、総額が記載金額になりますのでご注意ください。

なお、これらの記載金額の考え方は、契約書などにおいても原則として同様となります。

三 請負契約書

(1) 請負契約と委任契約

「請負契約」とは、当事者の

一方（請負人）が、ある仕事の完成を約し、相手方（注文者）がこれに報酬を支払うことを約束することによって成立する契約をいいます。完成された仕事の結果（成果物）を目的とする点にポイントがあり、できなければ債務不履行責任を負うような契約です。代表的なものには、工事請負契約などがあります。

また、「委任契約」とは、当事者の一方（委任者）が相手方（受任者）に財産の売買、賃貸借などの法律行為を委託し、受任者がこれを承諾することによって成立する契約をいいます。先に述べたように請負は仕事の完成が目的であるのに対して、委任は一定の事項に対して事務的な処理をすること自体が目的であり、必ずしも仕事の完成を目的とはしていません。代表的なものには、不動産業者に土地の売却を依頼する契約や弁護士に訴訟代理を依頼する契約などがあります。

印紙税では、請負と委任の判断はなかなか難しいのですが、請負契約は課税の対象となり、委任契約は原則として不課税と

されています。

(2) 月額料金の記載金額

請負契約書については、記載された契約金額が1万円未満のものは非課税文書とされています。

例えば、保守契約（請負契約に該当するもの）で、月額料金9000円で契約期間が2年間の契約書を作成した場合、記載金額はどのように判定することになるでしょうか。

保守契約書	
【月額料金】	9,000 円（税抜価格）
【契約期間】	○年○月○日から △年△月△日までの2年間
【契約の更新】	当事者間において申出がない場合は1年間延長する。

契約書に記載されている金額だけを見ると、非課税文書になるように思われます。しかし、月額料金と契約期間が記載されている場合は、月額料金×契約

期間の月数で算定することになります。

なお、契約の延長に係る部分については、月数として取り扱わないこととされています。

したがって、この場合の記載金額は90000円×24か月＝2160000円となります（税額は2000円）。

四 過怠税等

課税文書に印紙の貼付がなかった場合、当初に納付すべき印紙税の額の3倍に相当する過怠税が徴収されることとなります（印紙税不納付事実申出書を提出した一定の場合は1.1倍）。

また、せっかく貼付した印紙を消印していなかった場合には、消印されていない印紙の額面に相当する金額の過怠税が徴収されることとなりますのでご注意ください。

なお、印紙を誤って貼付した場合には、過誤納金として還付の対象となる場合があります。

【参考資料】
国税庁



税金クイズ

大正12(1923)年の所得税法改正では初めて保険料控除制度が創設されました。その対象となった保険は以下のうち、どれでしょうか。

- ① 生命保険
- ② 火災保険
- ③ 地震保険

【解説】

生命保険料控除は、大正12年の衆議院議員の議員立法により創設されました(施行は翌年)。

当初、政府は、生命保険料控除の導入に難色を示しましたが、生命保険料控除は、個人の生活の安定や貯蓄心の向上を目的とするほか、当時は生命保険料控除を受けるためには申告が必要であったため、申告者数の増加も見込まれるとして提案され、最

終的には議会で可決されました。

提案者の一人である衆議院議員の金光庸夫氏(大分県選出)は、明治38(1905)年には甘木税務署長を務めるなどしましたが、近代日本を代表する巨大商社勤務を経て、大正2(1913)年に大正生命保険を創立した人物です。後には、日本火災海上保険や王子電気軌道(後の都電荒川線)の役員なども務めています。

金光氏は、衆議院本会議で、アメリカの学説を交えながら、生命保険は「勤儉貯蓄ノ美風」、「堅忍不拔、自制克己ノ精神」、「犠牲的ノ精神」を養うのに最も効果的であると強調しました。金光氏にとって、生命保険は、働き手を失って残された家族、すなわち「弱小者」を助ける制度で、「武士道ノ精神」にも合致するものであり、生活保障としてだけではなく、人々の思想を善導するのに有用でもあるため、これを奨励しようとしたのです。

正解は、①生命保険でした。

世界の税金

『入湯税』(日本)

豊富な温泉資源を持つ日本ならではの税金が、入湯税です。

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が課税する目的税です。その用途は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備などの費用に充てることとされています。税率は、鉱泉浴場における入浴行為に対して、1人1日150円が標準となり、旅館等の温泉施設の運営者が特別徴収義務者として入浴客から徴収し、市区町村に納入されています。ただし、税率や免除の内容は、地域によって異なります。

入湯税は、天然鉱物由来の効能が表れる鉱泉水を使用していれば、人工温泉であっても鉱泉浴場として課税対象となります。ちなみに温泉を外から運ぶ、「運び湯」も課税対象です。



KEY WORD 過去分の還付申告

確定申告の必要がない方の還付申告は、還付申告をする年分の翌年1月1日から5年間行うことができます。したがって、これまでに申告をしていなかった場合、平成29年分については令和4年12月31日まで、平成30年分については令和5年12月31日までに申告することで還付を受けることができます。

同様に、令和4年分については令和5年1月1日から令和9年12月31日まで申告することができます。

なお、所得税の額から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、翌年度分の個人住民税額からその控除しきれなかった金額を控除できる場合があります。この制度の適用を受けるためには、年末調整によりこの制度の適用を受けている方を除き、住宅ローン控除を受けるための確定申告書を住所地等の所轄税務署に提出する必要があります。